



## 介護保険で住宅改修を申請される方へ



### 【申請に必要な書類】

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申請書

②住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成します。）

③工事の見積書

- ・部材や経費等できるだけ詳細に示してください。
- ・見積書に記載する宛先は利用者（施主）にしてください。（伊那市宛等は不可）
- ・必ず工事業者の社印（事業所印）の押印してあるものを提出してください。（担当者印のみは不可）

④工事箇所周辺の平面図

工事箇所だけでなく、周辺の間取りがわかるもの

⑤工事箇所の改修前の写真

- ・必ず写真の中に撮影した日付を入れてください。写真の枠外は不可
- ・工事箇所が広範囲になる場合は分割するなどして、工事箇所全体が分かるように撮影してください。
- ・写真が複数枚ある場合は、適宜A4コピー用紙に貼り付ける等してください。
- ・手書きもしくはPC作業にて改修箇所を写真の中に図示するよう御協力ください（手すり設置予定箇所に線を引くなど）。

⑥その他

アパートなど賃貸住宅を改修する場合は、貸主の承諾書が必要です。

### 【注意事項】

※書類審査をし、工事内容が適当と認められると、市役所から「住宅改修許可書」をお送りしますので、届きましたら工事を始めてください。

許可が出る前に工事を始めてしまうと、支給されません。

（工事費の上限は20万円で、その内1割、2割**または3割**が自己負担になります。）

※退院後の住宅環境を整えるために、入院中に住宅改修をされる場合

容態の急変などにより退院前に亡くなられた場合、もしくは自宅へ戻らず施設などに入所された場合は支給されません。

※工事完了前に入院や施設入所、もしくは亡くなられた場合はその日までに終了している工事が対象になります。一旦工事を止めていただき、ケアマネジャーへ連絡してください。

※工事内容や見積金額等が申請時からやむを得ず変更になる場合は、工事着工前に必ずケアマネジャーへ連絡してください。

## 【工事が完了したら提出していただく書類】

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

②領収書（コピーを提出する場合も必ず原本を市役所へ持って来てください。）

③工事費の内訳書

④工事箇所の改修後の写真

- ・必ず写真の中に撮影した日付を入れてください。写真の枠外は不可
- ・工事箇所が広範囲になる場合は分割するなどして、工事箇所全体が分かるように撮影してください。（なるべく改修前の写真と同じ位置からの写真になるよう御協力ください）

## 【住宅改修費の支給】

完了後の書類審査をし、適正に工事が行なわれたことが確認できると、支給決定通知書を市役所からお送りします。指定口座への振り込みは支給申請書提出後、2ヶ月～3ヶ月かかります。（支給申請付近に認定の更新や変更などがあると更に遅れる場合があります。）

### 【担当】

伊那市役所 社会福祉課 高齢者係

電話 0265-78-4111 内線 2312・2313